

(お知らせ)

## 福島第二原子力発電所4号機における運転上の制限の 逸脱ならびに復帰について

平成19年7月2日  
東京電力株式会社  
福島第二原子力発電所

当所4号機（沸騰水型、定格出力110万キロワット）は、定格熱出力一定運転中ですが、平成19年7月2日、3、4号機共通の起動用電源の点検準備作業を実施していたところ、本日午前7時51分頃、誤って4号機の非常用電源の制御電源を切っ

てしまいました。  
このため、4号機の非常用電源に負荷としてつながっている低圧注水系\*<sup>1</sup>（A系）、低圧炉心スプレイ系\*<sup>2</sup>および非常用ディーゼル発電機（A系）が動作可能な状態にないことから、本日午前8時13分、保安規定第39条および第60条に定める「運転上の制限」\*<sup>3</sup>を満足していないと判断いたしました。また、復旧手順を確認していたところ、非常用ディーゼル発電機計装が動作可能な状態にないことを確認したことから、本日午後0時10分、保安規定第27条に定める「運転上の制限」を満足していないと判断いたしました。

保安規定にもとづき、要求される措置\*<sup>4</sup>を実施していましたが、4号機の非常用電源の制御電源を復旧したことから、本日午後0時51分、「運転上の制限」を逸脱している状態から復帰いたしました。

今後、原因について詳細な調査を行います。

本事象による外部への放射能の影響はありません。

以 上

\*1：低圧注水系

非常時に原子炉水位を維持する系統（A系，B系，C系の3系統ある）。

\*2：低圧炉心スプレイ系

非常用炉心冷却系の1つで、原子炉水位が異常に低下した場合に、原子炉内に水を補給するための系統。

\*3：「運転上の制限」

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっている。

保安規定第39条は、非常用炉心冷却系について以下の機能が健全であることを確認することとなっている。

- ・低圧注水系
- ・低圧炉心スプレイ系

保安規定第 60 条は、非常用ディーゼル発電機（A系，B系）、高圧炉心スプレイ系用ディーゼル発電機および原子炉隔離時冷却系の機能が健全であることを確認することとなっている。

保安規定第 27 条は、非常用ディーゼル発電機計装の機能が動作可能であることを確認することとなっている。

\* 4 : 要求される措置

低圧注水系 2 系統（B系，C系）、非常用ディーゼル発電機（B系）、高圧炉心スプレイ系用ディーゼル発電機および原子炉隔離時冷却系について動作確認をしていたが、低圧注水系 2 系統（B系，C系）の動作を確認したところで、4号機の非常用電源の制御電源が復旧できたため、「運転上の制限」を逸脱している状態から復帰した。